

焼津市建設工事請負契約等に係る請負代金等の代理受領に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する建設工事の請負契約並びに建設工事に係る測量、調査、及び設計の業務委託契約（以下「建設工事請負契約等」という。）において、焼津市建設工事請負契約約款（平成24年焼津市告示第58号）第39条及び焼津市土木設計業務等委託契約約款（平成24年焼津市告示第59号）第38条に規定する第三者による代理受領（以下「代理受領」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 代理受領とは、受注者（以下「委任者」という。）が、請負代金又は業務委託料（以下「請負代金等」という。）の全部又は一部の受領に係る権限を第三者（以下「受任者」という。）に委任することをいう。

2 代理受領の対象は、完成払（部分引渡しに係る請負代金等の支払を含む。）又は部分払についてのみ行うものであり、前金払及び中間前金払については適用しない。

(代理受領の承諾申請)

第3条 委任者は、市長の代理受領の承諾を得ようとするときは、請負代金等代理受領承諾申請書（様式第1号）2通に記名押印し、受任者に請負代金等の受領権限を委任することを証する書面（様式第2号。以下「委任状」という。）の原本1通を添えて、市長に提出しなければならない。

(代理受領を承諾する場合)

第4条 市長は、次に掲げる場合に限り、代理受領を承諾するものとする（建設工事の請負契約については、代理受領額が50万円以上のものに限る。）。

(1) 貸付債権の保全、回収を容易に行うために、焼津市指定金融機関、焼津市指定代理金融機関及び焼津市収納代理金融機関のいずれかが受任者となる場合

(2) その他市長が特に必要と認めた場合

2 市長は、提出書類を確認の上、次条に規定する場合を除き、代理受領を承諾するものとし、請負代金等代理受領承諾申請書1通に記名押印し、委任者に交付するものとする。

3 市長は、請負代金等代理受領承諾申請書1通及び委任状の原本を保管するものとする。

(代理受領を承諾しない場合)

第5条 市長は、次に掲げる場合は、代理受領を承諾しないものとする。

(1) 請負代金等の受領権限の委任において、市長の相殺権を放棄させる等その他市長の請求権を放棄させるものである場合

(2) 請負代金等の請求権の全部又は一部について、市長が代理受領又は債権譲渡を承諾している場合

(3) 請負代金等の請求権の全部又は一部について、仮差押、差押又は滞納処分がなされている場合

(4) その他市長が特に代理受領の承諾に不適当な事由があると認めた場合

2 市長は、前項の規定により代理受領を承諾しない場合は、請負代金等代理受領不承諾通知書（様式第3号）により通知し、第3条に規定する書類を全て返却するものとする。

(代理受領の承諾申請の取消し)

第6条 委任者は、代理受領の承諾申請を取り消すときは、請負代金等代理受領承諾取消申出書（様式第4号）に、第4条第2項の規定に基づき市長が交付した請負代金等代理

受領承諾申請書の原本及び委任の解除に関する同意書（様式第5号）を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申出を受けたときは、第3条に規定する書類をすべて返却するものとする。

（代理受領の承諾の取消し）

第7条 市長は、第4条の規定により代理受領を承諾した後に、第5条第1項に該当する事実が明らかになったときは、代理受領の承諾を取り消すこととし、同条第2項の規定を適用する。

（代理受領額の変更）

第8条 委任者は、代理受領額を変更しようとするときは、第6条の規定により承諾申請を取り消し、第3条の規定により代理受領を再申請しなければならない。この場合において、第6条第1項の規定による委任の解除に関する同意書及び第3条の規定による委任状は、受任者の代理受領額の変更を同意する書面（様式任意）をもって代えることができる。

（建設工事請負契約等の変更）

第9条 建設工事請負契約等が変更され、請負代金等の額に減額が生じた場合で、代理受領額が委任者の請求権を有する請負代金等の額を超えるときは、前条の規定を適用する。

（請負代金等の請求）

第10条 委任者は、請負代金等の請求に当たっては、焼津市建設工事請負契約約款第39条第3項及び焼津市土木設計業務等委託契約約款第38条第2項の規定により請求書に委任者が委任者の代理人である旨並びに委任者の受領額及び受任者の代理受領額を明記しなければならない。

2 前条の規定による代理受領額の変更がなされていない場合の受任者の代理受領額は、委任者が請求権を有する請負代金等の額とする。

（その他）

第11条 建設工事請負契約等に係る代理受領の実施に関し、この要領に定めのない事項については、別に定める。

附 則

この要領は、平成27年10月6日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

請負代金等代理受領承諾申請書

平成 年 月 日

（発注者）

焼津市長

様

（受注者）住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

焼津市発注に係る下記債権の受領に関する権限を、別添委任状により下記受任者に委任したいので、焼津市建設工事請負契約約款第39条第1項・焼津市土木設計業務等委託契約約款第38条第1項の規定に基づき申請します。

なお、承諾の上は、下記債権の請負代金等は、（金融機関名及び本支店名）の（口座名義人名）名義（預金種別）口座番号（口座番号）に送金ください。

記

代理受領の受任者

債 権 の 表 示

1 契 約 名 称

2 契 約 年 月 日 平成 年 月 日

3 履 行 期 間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

4 請負代金等額 ￥ _____

5 既支払済額 ￥ _____
（前払金等）

6 代理受領額 ￥ _____

上記申請のとおり承諾します。

平成 年 月 日

（発注者）

焼津市本町二丁目16番32号

焼津市長

印

（注）1 代理受領を行いうるのは、完成払又は部分払に限ります。

2 契約書の写しなど委任者（受注者）と受任者の債権債務関係が確認できる書類を添付してください。

3 建設工事請負契約等が変更され、請負代金等の額に減額が生じた場合で、代理受領額が請負代金等の額を超えるときは、変更前の建設工事請負契約等に係る代理受領を取消し、代理受領を再申請してください。

委 任 状

平成 年 月 日

住 所
(委任者) 商号又は名称
代表者氏名 印

住 所
(受任者) 商号又は名称
代表者氏名 印

私（委任者名）（以下「委任者」という。）は、受任者名（以下「受任者」という。）を代理人と定め、委任者が有する下記債権の受領に関する権限について、次の事項を特約のうえ委任します。

- 1 委任者は、受任者の同意なしに委任の解除又は変更をしないこと。
- 2 委任者は、受任者以外の者に重ねて委任しないこと。
- 3 委任者は、直接に下記債権の受領を行わないこと。
- 4 この委任は、委任者が受任者に対し負担する債務の担保として行うものであり、受任者がこの契約に基づき受領した請負代金等は、委任者が受任者に対して負担している債務の弁済期限にかかわらず、その債務の弁済に充当することができること。

記

債 権 の 表 示

1 発注者名

2 契約名称

3 契約年月日 平成 年 月 日

4 履行期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

5 請負代金等額 ￥ _____

6 代理受領額 ￥ _____

様式第3号（第5条関係）

請負代金等代理受領不承諾通知書

平成 年 月 日

(受注者)

様

(発注者)

焼津市長

印

平成 年 月 日付けで申請のあった下記代理受領については、下記の理由により不承諾としたので通知します。

記

代理受領の受任者

債権の表示

1 契約名称

2 契約年月日 平成 年 月 日

3 履行期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

4 請負代金等額 ¥ _____

5 代理受領額 ¥ _____

(不承諾の理由)

様式第4号（第6条関係）

請負代金等代理受領承諾取消申出書

平成 年 月 日

（発注者）

焼津市長 様

（受注者）住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

焼津市発注に係る下記債権の受領に関する権限を下記受任者に委任することについて、平成 年 月 日付けで市長の承諾を受けましたが、係る代理受領承諾の取消を申し出ます。

記

代理受領の受任者

債 権 の 表 示

1 契 約 名 称

2 契 約 年 月 日 平成 年 月 日

3 履 行 期 間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

4 請負代金等額 ￥ _____

5 代理受領額 ￥ _____

（注）市長が交付した請負代金等代理受領承諾申請書（様式第1号）原本及び委任の解除に関する同意書（様式第5号）を添付してください。

委任の解除に関する同意書

平成 年 月 日

住 所
(委任者) 商号又は名称
代表者氏名 印

住 所
(受任者) 商号又は名称
代表者氏名 印

私 (委任者名) (以下「委任者」という。) は、(受任者名) (以下「受任者」という。) を代理人と定め、委任者が有する下記債権の受領に関する権限について、平成 年 月 日に委任しましたが、下記の理由により解除します。

記

1 発注者名

2 契約名称

3 契約年月日 平成 年 月 日

4 履行期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

5 請負代金等額 ¥ _____

6 代理受領額 ¥ _____

7 解除の理由